

定例会における代表・一般質問時間（令和6年第2回定例会以降）

1 代表・一般質問

・会議規則第9条（会議の時間）会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間	240 分	－	30 分	=	210 分
2日目の質問時間	240 分	－	60 分	=	180 分
			合計		390 分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210 分	×	11 人	／	30 人	=	77 分
みなと未来会議	210 分	×	7 人	／	30 人	=	49 分
維新・参政・Noblesse Oblige	210 分	×	5 人	／	30 人	=	35 分
公明党議員団	210 分	×	4 人	／	30 人	=	28 分
立憲民主党議員団	210 分	×	3 人	／	30 人	=	21 分
			合計				210 分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

自民党議員団	180 分	×	11 人	／	34 人	=	58 分
みなと未来会議	180 分	×	7 人	／	34 人	=	37 分
維新・参政・Noblesse Oblige	180 分	×	5 人	／	34 人	=	26 分
公明党議員団	180 分	×	4 人	／	34 人	=	21 分
立憲民主党議員団	180 分	×	3 人	／	34 人	=	16 分
共産党議員団	180 分	×	2 人	／	34 人	=	11 分
港区れいわ新選組	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
			合計				174 分

●会派持ち時間（上限） 代表質問＋一般質問＋再質問（質問のみ、答弁は含まず）

自民党議員団	135 分	※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは会派に委ねる。
みなと未来会議	86 分	
維新・参政・Noblesse Oblige	61 分	※代表・一般質問の順序は、会派の所属議員数が多い順に行う。
公明党議員団	49 分	
立憲民主党議員団	37 分	※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する。
共産党議員団	11 分	
港区れいわ新選組	5 分	※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる。（年間20分）
合計	384 分	

定例会における代表・一般質問時間（令和5年第3回定例会以降）【変更前】

1 代表・一般質問

・会議規則第9条（会議の時間）会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間	240 分	－	30 分	＝	210 分
2日目の質問時間	240 分	－	60 分	＝	180 分
合計					390 分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210 分	×	11 人	／	30 人	＝	77 分
みなと未来会議	210 分	×	7 人	／	30 人	＝	49 分
公明党議員団	210 分	×	4 人	／	30 人	＝	28 分
みなと政策会議	210 分	×	4 人	／	30 人	＝	28 分
港区維新	210 分	×	4 人	／	30 人	＝	28 分
合計							210 分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

自民党議員団	180 分	×	11 人	／	34 人	＝	58 分
みなと未来会議	180 分	×	7 人	／	34 人	＝	37 分
公明党議員団	180 分	×	4 人	／	34 人	＝	21 分
みなと政策会議	180 分	×	4 人	／	34 人	＝	21 分
港区維新	180 分	×	4 人	／	34 人	＝	21 分
共産党議員団	180 分	×	2 人	／	34 人	＝	11 分
港区れいわ新選組	180 分	×	1 人	／	34 人	＝	5 分
参政党の会	180 分	×	1 人	／	34 人	＝	5 分
合計							179 分

●会派持ち時間（上限） 代表質問＋一般質問＋再質問（質問のみ、答弁は含まず）

自民党議員団	135 分	※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは会派に委ねる。
みなと未来会議	86 分	
公明党議員団	49 分	※代表・一般質問の順序は、会派の所属議員数が多い順に行う。
みなと政策会議	49 分	
港区維新	49 分	※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する。
共産党議員団	11 分	
港区れいわ新選組	5 分	※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる。（年間20分）
参政党の会	5 分	
合 計	389 分	